

第 55 期（第 6 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和 8 年 5 月 27 日

場 所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 審議会運営規程及び会議公開要綱について
 - (2) 今後の審議会の運営について
 - (3) その他
- 3 閉 会

資 料	ページ
1 第 55 期高知地方最低賃金審議会委員名簿……………	1
2 高知地方最低賃金審議会事務局名簿……………	2
3 高知地方最低賃金審議会運営規程……………	3
4 高知地方最低賃金審議会会議公開要綱……………	5
5 令和 7 年度審議会・専門部会・運営小委員会等の審議状況……………	7
6 全労連四国地区協議会「要請書」……………	10
7 業務改善助成金の申請状況……………	12

第55期高知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和7年4月1日任命)

区分	氏名	現職
公益代表	うえむら ひろし 上村 浩	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
	おおい まさこ 大井 方子	高知県立大学文化学部教授
	かわたけ よしこ 川竹 佳子	弁護士
	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表	さいばら まさお 西原 正雄	JAMヤンマーアグリ労働組合高知支部長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	つつい のぶゆき 筒井 信行	エム・セテック労働組合執行委員長
	ほどおが のりひと 程岡 範人	高知福山通運労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表	いど ひろあき 井戸 啓彰	株式会社特殊製鋼所代表取締役社長
	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事
	しらやま さなえ 白山 早苗	グッドラックカンパニー株式会社代表取締役社長
	つじ まさと 辻 晶登	株式会社土佐電子専務取締役
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)

令和8年度

高知地方最低賃金審議会事務局名簿

高知労働局

令和8年4月1日

職名	氏名
労働局長	いけだ くにひこ 池田 邦彦
労働基準部長	なかはら しんいち 中原 慎一
賃金室長	まえだ のりこ 前田 典子
賃金室長補佐	にしやま しげい 西山 重位

事務局

〒781-9548

高知市南金田1番39号

高知労働局労働基準部賃金室

電話番号 088-885-6024(直通)

高知地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 高知地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、高知労働局長(以下「局長」という。)、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にとわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の出席等)

第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、ウェブ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 ウェブ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、審議会の議決により、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 前項2項の規定は、小委員会等について準用する。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、会長及び会長が指名した委員2名が確認する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において、議決を行ったときは、議決書又は答申書を局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成27年5月22日から施行する。

一部修正 令和3年6月25日

一部修正 令和4年6月28日

高知地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、高知地方最低賃金審議会の本審議会、専門部会及び小委員会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し高知地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程に基づく会議の公開又は非公開の決定は各審議会等において行う。

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴者の募集については、原則として審議会等の開催日の10日前までに（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、高知労働局において掲示及びホームページに掲載する。

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、原則として審議会等の開催日の6日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、メール又ははがきにより労働基準部賃金室あてに申込みものとする。

ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として6名以内とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、当選者にメール又は書面で通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴者名簿を作成する。

第7条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴者は、審議会開始の10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴者席に着席するものとする。

3 傍聴者には、別添の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を周知させるものとする。

第8条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出する。

3 庁舎退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

第10条 審議会等の会議を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

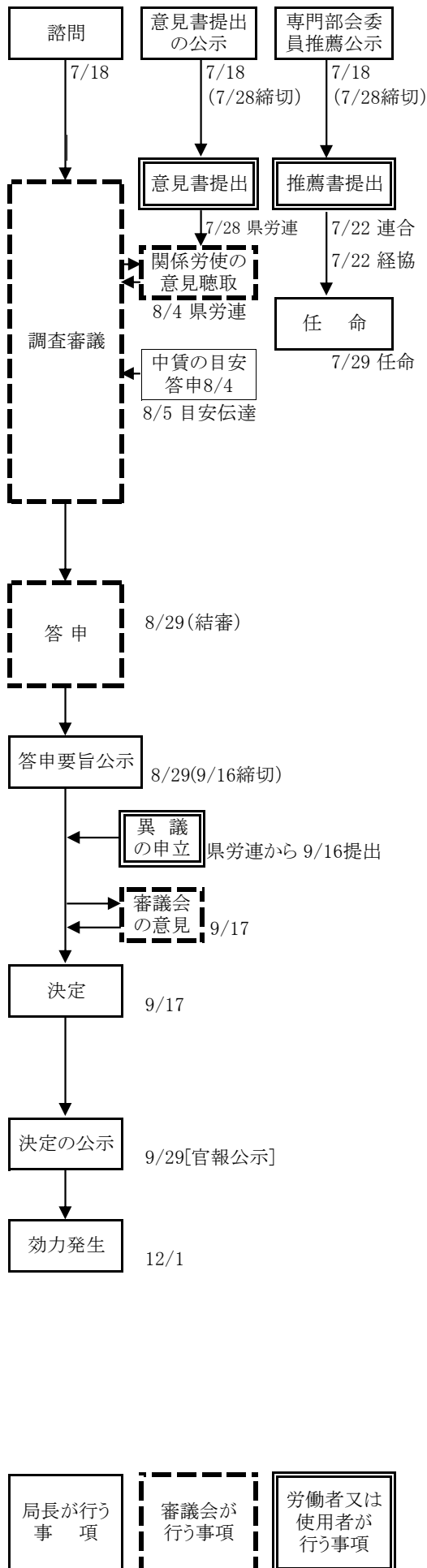
この要綱は、平成23年4月13日から施行する。

一部修正 令和8年3月12日

令和7年度 高知地方最低賃金審議会 審議状況

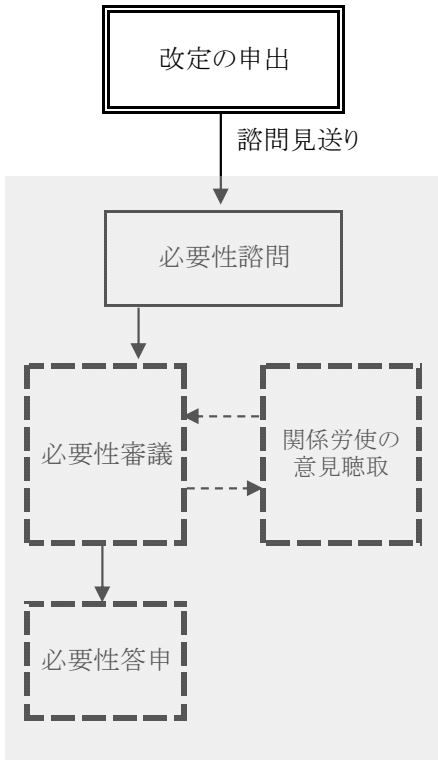
開催年月日	会議名称	議 事
R7.5.28	本審議会 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び会長代理の選出について ・今後の審議会の運営について
R7.5.28	運営小委員会 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中央最低賃金審議会の目安の取扱いについて ・特定最低賃金[電子・貨物]の審議運営について ・事業場視察について ・高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について
R7.7.18	本審議会 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県最低賃金」改正決定について(諮問)
R7.8.4	委員全員協議会 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金改正審議に関する意見聴取
R7.8.4	本審議会 第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・中央最低賃金審議会における「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達について ・特定最低賃金の改正決定の申出について
R7.8.4	地域最賃専門部会 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び部会長代理の選出について ・労使の基本的主張
R7.8.5	地域最賃専門部会 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金の改定審議
R7.8.7	地域最賃専門部会 第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金の改定審議
R7.8.12	地域最賃専門部会 第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金の改定審議
R7.8.14	地域最賃専門部会 第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金の改定審議
R7.8.18	地域最賃専門部会 第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金の改定審議
R7.8.19	地域最賃専門部会 第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金の改定審議
R7.8.22	地域最賃専門部会 第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金の改定審議
R7.8.29	地域最賃専門部会 第9回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金の改定審議 結審・答申(全会一致)
R7.9.17	本審議会 第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県最低賃金専門部会の結果報告について ・高知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について ・高知県最低賃金専門部会の廃止について
R8.3.12	本審議会 第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認について ・適用事業所数及び適用労働者数(電子・一般貨物)について

令和7年度地域別最低賃金決定に係る審議会の運営状況等



審議会	運営小委員会 特別小委員会	公益委員 会議	地 域 専門部会
5/28 ①本審 ・会長及び会長代理の選出について ・今後の審議会の運営について 7/18 ②本審 ・「高知県最低賃金」改正決定について(諮問) 8/4 ①全員協議会 ・高知県最低賃金改正審議に関する意見聴取 8/4 ③本審 ・令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について ・特定最低賃金の改正決定の申出について 9/17 ④本審 ・専門部会報告 ・高知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について ・高知県最低賃金専門部会の廃止について 3/12 ⑤本審 ・特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認について ・適用事業所数及び適用労働者数(電子・貨物)について	5/28 ①運小 ・高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中央最低賃金審議会の目安の取扱いについて ・特定最低賃金[電子・貨物]の審議運営について ・事業場視察について ・高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について		8/4 ①専門部会 ・部会長及び部会長代理の選出について ・労使の基本的主張 8/5 ②専門部会 ・改定審議、目安伝達 8/7 ③専門部会 ・改定審議 8/12 ④専門部会 ・改定審議 8/14 ⑤専門部会 ・改定審議 8/18 ⑥専門部会 ・改定審議 8/19 ⑦専門部会 ・改定審議 8/22 ⑧専門部会 ・改定審議 8/29 ⑨専門部会 ・改定審議 ・結審・答申(全会一致) ・専門部会開催回数の推移 平成20年度: 6回 平成21年度: 6回 平成22年度: 5回 平成23年度: 5回 平成24年度: 5回 平成25年度: 5回 平成26年度: 4回 平成27年度: 4回 平成28年度: 4回 平成29年度: 4回 平成30年度: 4回 令和元年度: 4回 令和2年度: 5回 令和3年度: 6回 令和4年度: 6回 令和5年度: 7回 令和6年度: 6回 令和7年度: 9回

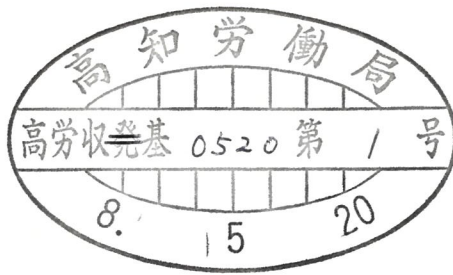
令和7年度特定最低賃金決定に係る審議会の運営状況等



6/25 電子(電機連合高知地域協議会より)

7/11 貨物(全日本運輸産業労働組合連合会高知県協議会より)

審 議 会	特別小委員会
<p>3/10 ⑫本審</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認について ・ 適用事業所数及び適用労働者数(電子・貨物)について <p>8/4 ③本審</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県電子部品等製造業最低賃金及び高知県一般貨物自動車運送事業最低賃金の金額改正に係る必要性について(諮問見送り) <p>3/12 ⑤本審</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認について ・ 適用事業所数及び適用労働者数(電子・貨物)について 	



2026年5月20日

高知労働局長 池田 邦彦 殿
高知地方最低賃金審議会
会長 近藤 啓明 殿

全労連四国地区協議会
議長 十河 浩二

要 請 書

貴職におかれては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のために尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2025年の改定によって加重平均1121円となりましたが、石破前首相が「2020年代に1500円を達成する」とした政府目標は、高市首相が反故にしてしまい、世界各国の最低賃金から大きく遅れる状況を招いています。さらに問題は、地域間格差の解消が遅れている上に、決定した改定額の実施時期を遅らせる状況も各地方の審議会が発生していることです。また、公益・使用者・労働者委員が対等な立場で審議するはずの審議会が、公益委員を除外して改定額を決定するような状況も発生しています。

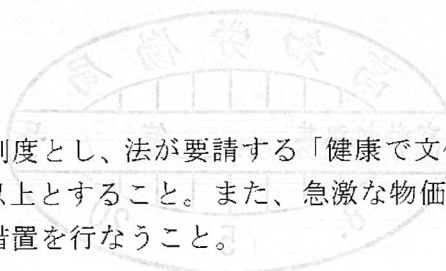
物価高騰が収まる状況になく、最低賃金を大幅に改善しなければ生活困窮者の増加は火を見るよりあきらかです。また、現在の地域別最低賃金制度では、最高額の東京(1226円)と最低額の高知・宮崎・沖縄(1023円)との差は203円もあり、地方から都市圏へ(外国人労働者も含めた労働力人口が流出し、地域経済が疲弊する要因の1つとなっています。全労連が全国で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1700円以上(月150時間)、直近の調査では1800円必要との結果も出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、現状の支払能力と経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低い地域は低いままとなっています。また、高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥と言え、問題の解決には、最低賃金の全国一律制度の実現しかありません。最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料高騰・人件費増分を正當に価格転嫁できるよう公正取引ルールを充実させること、そのための法整備・体制を拡充・強化することが求められています。

このような情勢で、最低賃金や審議会の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 
- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1700 円以上とすること。また、急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行なうこと。
 - 2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性向上のための投資とは切り離し、賃金引き上げに対する直接的支援(賃金補助・社会保障減免等)を行うこと。
また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのかを明らかにすること。
さらに、昨年度までの業務改善助成金等の最低賃金引き上げ支援策の利用状況も含め、明らかにすること。
 - 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
 - 4) 審議会及び専門部会を全面的に一般公開すること。また、審議会・専門部会(二者協議も含め)の議事録を遅滞なく公開すること。
 - 5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。
 - 6) 最低賃金制度を全国一律制度にするとともに、地方最賃審議会の制度改正も進めること。
制度改正までの間は、地方審議会の改定時期を全国統一とし、地方毎に改定時期を変更しないこと。さらに、公益・使用者・労働者各委員の立場を対等平等とし、改定額は三者協議の場で決定する方式を堅持すること。

以上

業務改善助成金の申請状況

年 度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度 (令和8年4月末現在)	
	申請	交付決定	申請	交付決定	申請	交付決定	申請	交付決定
件 数	43	37	239	196	211	172	189	149
交付決定金額 (円)	29,019,000		214,917,000		253,785,000		(現在確認中)	